



被災代替家屋の固定資産税（都市計画税）特例適用申告書

令和 年 月 日

須賀川市長

申告者	住所・所在	〒 —			
	氏名・名称	印		電話番号	

地方税法第 352 条の 3 又は第 702 条の 4 の 2 の適用を受けたいので、次のとおり申告します。
なお、この申告書の審査に必要な範囲で個人情報を取得されることに同意します。

1 代替家屋の状況

納税 義務者	住所・所在	☐ 申告者の住所と同じ												
	氏名・名称	※被災資産の所有者との関係（ ）				個人 (法人) 番号								
代替 家屋	所 在		家屋 番号	床面積		用途	構造	共有 持分						
	須賀川市			㎡										
	須賀川市			㎡										
	須賀川市			㎡										
	須賀川市			㎡										
取得年月 日等	令和 年 月 日		☐ 新築家屋の取得 ☐ 中古家屋の取得 ☐ その他（ ）		☐ 被災住宅用地の所有者と同居する予定 ☐ 被災家屋の所有者と同居 ※親族の場合チェック									

2 被災家屋の状況

被災 資産の 所有者	住所・所在	☐ 申告者の住所と同じ												
	氏名・名称													
被災 家屋	所 在		家屋 番号	地積・ 床面積		地目・ 用途	構造	共有 持分						
	須賀川市			㎡										
	須賀川市			㎡										
	須賀川市			㎡										
	須賀川市			㎡										
被災家屋処分方法		☐ 解体 ☐ 売却 ☐ その他（ ） 令和 年 月 日処分												

- 1 代替家屋とは、震災等により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋をいう。
- 2 被災資産とは、震災等により滅失し、又は損壊した家屋をいう。
- 3 特例の適用要件や必要な添付書類については、裏面をご覧ください

被災代替家屋の固定資産税(都市計画税)特例適用申告書について

◎ 特例の内容と適用条件

震災等により滅失・損壊した家屋（被災家屋）について、それに代わる家屋（代替家屋）を取得された場合に適用となる固定資産税や都市計画税の特例要件や内容は次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者）
 - (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人
 - (3) 被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
 - (4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等
- ※ 震災等時に借家住まいで震災後に家屋を取得された場合は、震災等特例の対象になりません。

2 特例要件

- (1) 被災家屋要件
震災等により滅失・損壊した家屋で、解体撤去や売却等の処分をしていること。
なお、ここでいう「損壊」とは家屋が著しく損傷を受け、又は破壊された状態を指し、窓ガラスや造作の部分的な破損、屋根瓦が数枚落下した等の容易に修繕できるもの、壁面の軽微なひび割れ等で震災前の用途として使用することに支障とならない程度のもの等、軽微なものは含まないため損壊程度が一部損壊の家屋は、該当しません。
- (2) 取得期間
震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過するまでの間に取得されたもの。
※令和3年福島県沖地震場合は、令和8年3月31日まで

3 特例の内容

代替家屋に係る固定資産税・都市計画税のうち被災家屋の床面積相当分について、取得した年の翌年度から4年度分につき、固定資産税・都市計画税を2分の1に減額します。

4 添付書類

- 1 被災証明書（写）
- 2 被災した家屋の確認のための書類
「不動産登記閉鎖(全部)事項証明」又は「被災年の1月1日現在の固定資産課税台帳登録事項証明書」など
- 3 被災した家屋の処分を確認できる書類
「家屋解体証明書」又は「不動産登記閉鎖(全部)事項証明」や「売買契約書（写）」など
- 4 その他
 - (1) 申告者が三親等内同居親族や相続人の場合：戸籍謄本など
 - (2) 申告者が合併法人、分割承継法人の場合：商業登記事項証明書など

※1～3については、被災家屋が市内所在の場合は不要です。

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。